

同 意 書

1. 読谷村長は、子ども子育て支援法等各法令の規定に基づき、申請児童に係る認定証の交付、利用調整事務、保育料の決定・徴収事務に必要な、在園児、保護者又は扶養義務者の個人情報を次の方法により収集します。

- ①住民基本台帳の閲覧・複写
- ②村民税課税台帳、課税資料等の閲覧・複写
- ③児童扶養手当受給者台帳及び特別児童扶養手当受給者台帳の閲覧・複写
- ④保護者又は扶養義務者の雇い主、その他関係人への聴取・資料提供依頼
- ⑤世帯状況・課税状況に関して他市町村に対し必要な書類の提供依頼

2. 読谷村長は、入所児童及び保護者または扶養義務者の個人情報について、次の場合に限り関係機関等第三者へ情報提供することができることとします。

- ①特に必要と認められる場合に限り、教育・保育施設への次の個人情報の提供
 - 1) 氏名、生年月日、連絡先など支給認定申請書・入所申込書及び添付資料に記載された個人情報の提供
 - 2) 保育料に関する情報
 - 3) 児童の発育状況に関する情報
- ②児童相談所等の公的機関から、法令等により個人情報の提供を求められた場合
- ③児童が給付を受けることに関し、関係機関・部署と連絡調整することが必要と認められた場合

3. 申請内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽がある場合は、利用認定取り消し及び保育給付の額に相当する金額の全部または一部を子ども・子育て支援法第 12 条に基づき徴収します。

（参照）子ども・子育て支援法

第 12 条 市町村は、偽りその他の不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収することができる。

第 16 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者又は小学校就学前子どもの扶養義務者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧もしくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは小学校就学前子どもの保護者の雇用主その他関係人に報告を求めることができる。

4. 保育施設利用時の事故等の対応について、各施設で加入する災害共済給付制度を利用します。

読谷村長 殿

上記のとおり取り扱うことに同意します。また、裏面の「公私連携型認定こども園入所等に関する確認事項」や「保育所入所案内」および「認定こども園の入所を希望する皆さんへ」（付属書類含む）を全て読み、理解した上で、署名・押印します。

令和 年 月 日
保護者氏名

印

公私連携型認定こども園入所等に関する確認事項

次の各項目をよくお読みになり、裏面にある署名欄に署名捺印をお願いします。

1. 世帯状況の変更があった場合はすぐに連絡してください。また下記の事由等により保育時間の変更や認定区分の切替をされる場合は前月の 20 日までに確認書類を添えて変更申請書をご提出ください。なお、月の途中で変更することはできません。
 - ①妊娠・出産・育児休業開始、婚姻・離婚・転居による同居人の追加等、入所時と世帯状況がかわった場合は、必ずご連絡ください。
 - ②退職、転職、勤務形態の変更がある場合は前もってご連絡下さい。連絡がない場合、判明した時点で途中退所または 2 号認定から 1 号認定の切替となります。
 - ③生活保護の廃止（または開始）があった場合はご連絡ください。
2. 定期的に入所事由の確認（現況確認）を行います。
入所事由の確認のため家庭状況の調査や、就労証明書等の提出、関係機関へ照会を行います。
3. 保育料は変更になる場合があります。
 - ①課税状況に修正等があった場合、該当月に遡って保育料が変更となります。
 - ②未申告の場合は保育料が算定できないため、最高額で仮算定されます。
 - ③母子・父子世帯への変更、児童扶養手当の廃止、また障がい認定された場合や、多子軽減対象者の状況等により、該当月に遡り保育料が変更になる場合があります。世帯状況に変更がある場合はご連絡ください。
 - ④同番地に祖父母が居住し、家計の主宰者とみなされる場合、保育料算定に祖父母を加える場合があります。
4. 育児休業の復帰を条件として就労で申込される方は、入所後 1 か月以内に職場復帰することが条件です。期限までに職場復帰が確認できない場合は退所または 2 号認定から 1 号認定への切替となります。
5. 求職活動での入所は年度内で 1 回限りとなります。また、求職活動で保育施設を利用できる期間は 3 か月です。期限終了月の 20 日までに就労証明書等の提出が無い場合は退所または 2 号認定から 1 号認定への切替となります。
6. 入所後、保育の必要な事由に該当しなくなった場合または、村外へ転出する場合は退所となります。速やかに退所届を提出してください。（2 号認定において、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は退所または 1 号認定への切替となります）
7. 入所施設で受入困難とされる事由が判明した場合は、退所になる場合があります。
8. 児童の発達・発育に遅れが感じられる、または食物アレルギーがある等、集団保育するうえで配慮が必要な場合は必ず入所申込時に申し出てください。入所後に判明した場合、保育施設によって受入困難と判断される場合は、退所（転園）になる場合があります。
9. 転園を希望する場合は、原則、在園施設を退所し、新規申込みとなります。希望した施設に入所できなかった場合は、在園施設に戻れる保障はありません。
10. 毎月の保育料や各園への徴収金は未納がないようにしてください。滞納となった場合は、児童手当法第 22 条及び児童福祉法第 56 条第 7 項の規定に基づき、児童手当からの特別徴収や財産の差し押さえ等による滞納処分をおこないます。なお、請求につきましては児童と生計を共にする同一世帯の保護者におこないます。
11. 届出なく 1 ヶ月以上登園しない場合は退所となります。また、児童の入院や療養等により欠席する場合も、2 ヶ月以上欠席する場合には退所となります。（欠席した期間の保育料は納付していただきます）